

議 案 第 88 号

松戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

松戸市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年2月22日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

第7期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険事業に要する費用の総額を賄うため介護保険料を改定するとともに、所得状況に応じた保険料段階の細分化を図る等するため。

## 松戸市介護保険条例の一部を改正する条例

松戸市介護保険条例（平成12年松戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「31,080円」を「31,680円」に改め、同条第2号中「44,040円」を「44,880円」に改め、同条第3号中「46,680円」を「47,520円」に改め、同条第4号中「58,320円」を「59,400円」に改め、同条第5号中「64,800円」を「66,000円」に改め、同条第6号ア中「規定する合計所得金額」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。）」を加え、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ又は第17号イ」に改め、同条第7号中「81,000円」を「82,560円」に改め、同号ア中「1,900,000円」を「2,000,000円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ又は第17号イ」に改め、同条第8号中「97,200円」を「99,000円」に改め、同号ア中「2,900,000円」を「3,000,000円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ又は第17号イ」に改め、同条第9号中「103,680円」を「105,600円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ又は第17号イ」に改め、同条第10号中「110,160円」を「112,200円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ又は第17号イ」に改め、同条第11号中「123,120円」を「125,400円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ又は第17号イ」に改め、同条第12号中「129,600円」を「132,000円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ又は第17号イ」に改め、同条第13号中「136,080円」を「138,600円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ又は第17号イ」に改め、同条第14号中「142,560円」を「145,200円」に改め、同号イ中「又は第16号イ」を「、第16号イ又は第

17号イ」に改め、同条第15号中「149,040円」を「151,800円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第17号イ」に改め、同条第16号中「155,520円」を「158,400円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同条第17号中「162,000円」を「178,200円」に改め、同号を同条第18号とし、同条第16号の次に次の1号を加える。

(17) 次のいずれかに該当する者 165,000円

ア 合計所得金額が20,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第21条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第8項の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「27,840円」を「28,440円」に改める。

附則第9項中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松戸市介護保険条例の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。